

## 「選ばれる園芸産地緊急支援事業」に係る Q&A

(令和8年3月13日時点)

問1 本事業を実施する背景と目的は何か。

(答)

コロナによる生活様式の変化で内食の消費支出が高まる中、産地間競争に打ち勝つために販促活動等の販売力強化に向けた取組みを支援し、消費地から選ばれる園芸産地の構築を図ることを目的とする。

問2 本事業の補助対象期間は。

(答)

令和8年2月26日から令和9年2月28日に実施する取組みを補助対象とする。

問3 事業期間は令和8年2月26日～令和9年2月28日とあるが、交付決定よりも前に実施する活動は補助対象となるか。

(答)

補助対象期間内（令和8年2月26日～令和9年2月28日）に実施する活動であれば、交付決定よりも前に実施する活動も遡って補助対象となる。

問4 法人の場合、上限補助額の積算基礎に、事務作業等の農作業以外の業務に従事する正社員を含めて良いか。

(答)

農作業に直接150日以上従事する正社員の人数のみを上限補助額の積算基礎とし、事務作業等の農作業以外の業務に従事する正社員は含めない（その他、パート、技能実習生も積算基礎に含めない）。

(例) 農作業に従事する正社員：5名 事務作業に従事する正社員：1名 の場合、  
上限補助額 = 5名 × 3万円 = 15万円

問5 「農作業に直接 150 日以上従事する」とは、具体的にどのようなことか。

(答)

栽培～収穫までの一連の作業に 150 日以上従事していることをいう。  
そのため、出荷・調整作業のみを行う者は、その作業に 150 日以上従事していても上限補助額の積算に含まない。

ただし、栽培～収穫作業に従事する日数と、出荷・調整作業に従事する日数を足し 150 日以上になり、そのうち栽培～収穫作業の日数が半分以上を占める者は、上限補助額の積算に含めることができる。

- (例)
- ・栽培～収穫のみ 200 日 → ○ 積算基礎に含む
  - ・出荷・調整のみ 200 日 → × 積算基礎に含まない
  - ・栽培～収穫 130 日 + 出荷・調整 70 日 = 合計 200 日  
→ ○ 積算基礎に含む

問6 複数の個人農業者や法人から組織される団体の場合、補助対象となるのか。

(答)

3 戸以上の法人や農業者から組織される団体の場合は、補助対象となる。ただし、規約を設けていること等の要件も併せて満たしている必要がある。

また、1 つの法人が事業に取り組む場合、農作業に直接 150 日以上従事する正規雇用の従業員を 3 名以上雇用していることが要件となる。

問7 複数の部会に同一の生産者が所属している場合、補助対象事業費の考え方は。

(答)

同一の生産者が異なる品目の部会に所属している場合には、重複可能とし、各部会の補助対象人数にカウントする。ただし、同一品目の部会に所属している場合は、重複不可とする。

問8 補助対象事業費の中に消費税は含まれるか。

(答)

事業に取り組む生産者部会又は団体が本則課税事業者ではない場合、消費税は補助対象事業費の中に含むことができる。

ただし、本則課税事業者の法人や団体が取り組む場合は、消費税を補助対象事業費には含むことができない。

問9 事業の予算額を上回る要望があった場合は、どうなるのか。

(答)

本事業は、要件にあった全ての事業主体を支援するため、予算の範囲で一律補助金の減額調整を行う。

問10 費目が複数ある場合、費目間の金額の流用は可能か。

(例) 交付決定時：旅費10万円、販促資材製作費10万円

→実績報告：旅費5万円、販促資材製作費15万円

(答)

予め計画書に記載のあった費目間の金額の流用は可能とし、実績報告で報告することとする。

ただし、計画変更申請の要件にあたる場合や、計画書に記載のない費目への移動を行う場合は、理由を付して事前に農産園芸課へ相談を行う。

問11 具体的にどのような活動費が補助対象となるか。

(答)

消費地での販促活動や商談に伴う旅費、販売アイテム及び販促資材の作成費、試食販売会等の販売員雇用費など、販売力強化の取組みに係る経費が補助対象となる。

問12 商談等に伴う飲食費や接待費は補助対象となるか。

(答)

商談等に伴う飲食費や接待費は、補助対象とならない。

問13 こちらが消費地に出向くのではなく、市場関係者等を産地に招く場合、その旅費は対象となるか。

(答)

対象となる。ただし、飲食費等の食料費は除く。

問 14 商談会等をオンラインで開催する場合、パソコン等の周辺機器は補助対象となるか。

(答)

パソコンやカメラ等の機材購入費は補助対象外となるが、オンラインでの商談等に必要通信機器のレンタル費や通信費については、対象となる。

問 15 販売店やインフルエンサー等への農産物サンプル提供、PR動画の作成費は対象となるか。

(答)

対象となる。ただし、動画は事業期間内に使用するもののみ対象。

問 16 いくつかの部会で共同して、複数の品目が記載されたパンフレットを作成することは可能か。  
また、その場合補助対象となる事業費は。

(答)

販売力の強化につながるものであれば、作成は可能。その場合の補助対象事業費は、作成に係る費用全体ではなく、補助対象となる部会がパンフレット作成のために負担した金額のみとする。

問 17 パッケージの作成に係る経費は対象となるか。

(答)

パッケージ自体の作成（パッケージの増産に係る経費）は補助対象としない。ただし、パッケージを刷新する際のデザインに係る経費や、原版代、パッケージのサンプル作成に係る経費は対象とする。

問 18 実績報告書には、領収書を添付する必要があるか。

(答)

領収書または、支払いが証明できる通帳の写しを添付する必要がある。

問 19 販促活動等を行うための出張で使用了車のガソリン代は対象となるか。

(答)

対象となる。本事業のために給油した分のみとし、出発日または前日に満タン給油をし、活動終了後に再度満タン給油した分を補助対象とする。併せて車を使用したことを証明する文書を添付する。

なお、出発前の給油領収書（満タン証明）がない場合は、帰着後の給油は補助対象外とする。

(例)

(文書の例)

令和〇年〇月〇日

販促活動等に係る自家用車の使用について

JA〇〇 トマト部会  
部会長 〇〇 〇〇

下記のとおり自家用車を使用したことを証明します。

記

- 1 使用年月日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
- 2 活動内容 JA〇〇トマト部会の卸売業者との商談及びスーパーでの試食宣伝会のため
- 3 行程 (1日目)出発地(〇〇市〇〇町)～福岡市青果市場(福岡県福岡市)  
(2日目)〇〇スーパー△△店(福岡県福岡市)～帰着地(〇〇市〇〇町)
- 4 距離 〇〇〇km(ルート検索用ソフト等を活用して算出してください)

領収書(写し)の添付 ※別紙可

活動前の満タン証明	活動後の満タン証明
<p>領収書</p> <p>令和〇年〇月〇日〇時〇分 〇〇石油</p> <p>レギュラー ¥〇,〇〇〇 数量 〇〇.〇〇ℓ 単価 ¥〇〇〇</p> <hr/> <p>小計 ¥〇,〇〇〇 うち消費税 ¥〇〇〇 ・ ・ ・</p>	<p>領収書</p> <p>令和〇年〇月〇日〇時〇分 〇〇石油</p> <p>レギュラー ¥〇,〇〇〇 数量 〇〇.〇〇ℓ 単価 ¥〇〇〇</p> <hr/> <p>小計 ¥〇,〇〇〇 うち消費税 ¥〇〇〇 ・ ・ ・</p>

問 20 市町村等の事業との重複とは、どのような場合を指すか。

(答)

市町村等の事業で補助対象となっており、助成を受けた活動については、重複とみなし、本事業の対象としない。

ただし、支援金のように用途が限定されていない形での補助の場合には、本事業を活用できる。

問 21 過年度事業に取り組んでいた場合、令和8年度にも事業申請をすることは可能か。

(答)

過年度事業に取り組んだ場合であっても、令和8年度に取り組むことは可能。

なお、上限補助金額には、過年度実施分は含めず、令和8年度実施分のみを対象とする。